

定款変更と行政庁への届出

今回は、公益/一般法人が定款変更する場合について概説する。

(ポイント)

- 社団法人の定款変更
- 財団法人の定款変更
- 行政庁の認定・届出が必要な事項(公益法人)

1. 社団法人の定款変更

社団法人はその成立後、社員総会の特別決議(原則として総社員の半数以上かつ総議決権の3分の2以上の多数決議)によって定款を変更することができる。

2. 財団法人の定款変更

財団法人はその成立後、評議員会の特別決議によって定款を変更することができる(一般法189 II ③、200 I)。

ただし、定款のうち「目的」と「評議員の選解任方法」(一般法153 I ①⑧)については、設立者が「評議員会の決議でそれを変更することができる」ことを定めていなければ、評議員会でもそれを変更することができない(一般法200 I II)。ただ設立の当時予見し得ない特別の事情が発生して、それを変更しなければ法人運営が不可能な場合などに限り、裁判所の許可を得て、評議員会の決議でそれを変更することができる(一般法200 III)。

3. 行政庁の認定・届出が必要な事項(公益法人)

公益法人が以下の事項の定款変更を行おうとするときは、変更前にあらかじめ行政庁の認定が必要となる(認定法11 I)。

- ・「公益目的事業を行う都道府県の区域の変更」
- ・「主たる事務所または従たる事務所の所在場所の変更(内閣府所管法人以外)」
- ・「公益目的事業の種類または内容の変更」「収益事業等の内容の変更」

また、公益法人が上記の「公益目的事業を行う都道府県の区域の変更」「主たる事務所または従たる事務所の所在場所の変更(内閣府所管法人以外)」以外の定款変更を行った場合には行政庁への届出が必要となる(認定法13 I ③)。

次ページの他、公益法人となるために定款に記載が必要な事項の例

公益社団法人	公益財団法人
理事会を設置すべき定め(一般法60 II)	-
監事を設置すべき定め(一般法61)	-
不可欠な特定の財団(認定法5 I ⑯)	不可欠な特定の財産(認定法5 I ⑯)
清算時の残余財産の帰属先(一般法239 I)	清算時の残余財産の帰属先(一般法239 I)
公益認定取消時の公益目的財産全額の贈与の定め(認定法5 I ⑰)	公益認定取消時の公益目的財産全額の贈与の定め(認定法5 I ⑰)

(裏面に続く)



定款変更と行政庁への届出

定款の必要的記載事項

一般社団法人	一般財団法人
目的(一般法11 I ①)	目的(一般法153 I ①)
名称(一般法11 I ②)	名称(一般法153 I ②)
主たる事務所の所在地(一般法11 I ③)	主たる事務所の所在地(一般法153 I ③)
設立時社員の氏名又は名称及び住所 (一般法11 I ④)(注)	設立時社員の氏名又は名称及び住所 (一般法153 I ④)(注)
-	設立時に設立者が拠出をする財産及びその 価額(一般法153 I ⑤)(注)
-	設立時評議員、設立時理事及び設立時監事 の選任に関する事項(一般法153 I ⑥)(注)
-	設立時に会計監査人を置く場合は設立時会 計監査人の選任に関する事項(一般法153 I ⑦)(注)
社員の資格の得喪に関する規定 (一般法11 I ⑤)	評議員の選任及び解任の方法(一般法153 I ⑧)
公告方法(一般法11 I ⑥)	公告方法(一般法153 I ⑨)
事業年度(一般法11 I ⑦)	事業年度(一般法153 I ⑩)

(注)特例社団・財団法人の公益・一般法人への認定認可移行時は記載必要なし。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<ポイント還元制度>

消費税率の引上げが予定される10月が近づいてきた。2%の税率の引上げは公益/一般法人にとって負担増として厳しいものとなることがあるが、政府が用意した施策を活用できれば負担を一部軽減できる。10月に始まるポイント還元制度は、商店街にあるような中小の小売店や飲食店でキャッシュレス決済をすると、国の補助金を原資に支払額の最大5%分が還元される。2020年6月まで9カ月間の时限措置となっている。還元率は対象店舗の区分により決定するが、中小小売、飲食、宿泊などは5%、コンビニ、外食、ガソリンスタンドなど大手系列のチェーン店は2%、百貨店など大企業や病院、住宅など一部の除外業種は対象外となる。政府としては増税後のポイント還元制度の利用により、キャッシュレス決済を浸透させることも狙いがある。利用するには各法人の支払手段として、キャッシュレス化対応が必要となる。消費税率引上げ前に是非とも検討して頂きたいものである。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。